

改正

平成25年12月27日規則第89号
平成31年3月29日規則第22号
令和元年8月30日規則第21号
令和元年9月30日規則第46号
令和2年3月31日規則第68号
令和3年6月28日規則第64号

八戸市屋内スケートリンク条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市屋内スケートリンク条例（昭和59年八戸市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開場の期間等)

第2条 屋内スケートリンク（以下「リンク」という。）の開場の期間及び時間並びに休場日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、臨時に八戸市長根屋内スケート場（以下「屋内スケート場」という。）の開場の期間及び時間を変更し、又は休場日に開場し、若しくは休場日以外の日を開場しないことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に八戸市新井田インドアリンク（以下「インドアリンク」という。）の開場の期間及び時間を変更し、又は休場日に開場し、若しくは休場日以外の日を開場しないことができる。

(使用期間)

第3条 屋内スケート場のサテライト施設及び厨房施設の使用期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、これを更新することができる。

(使用許可の申請手続等)

第4条 条例第6条第1項の規定によりリンクの使用の許可を受けようとする者は、別記第1号様式による使用許可申請書を市長（インドアリンクにあつては指定管理者。以下この条、次条、第6条第1項、第8条、第9条及び第19条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、口頭で申請することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に行わなければならない。ただし、市長が相当な理由があり、かつ、リンクの管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会に条例別表第1の1から4までの表に規定する施設を貸切使用するとき 使用開始期日前18箇月から8日まで

(2) サテライト施設及び厨房施設を使用するとき 使用開始期日前10箇月から30日まで

(3) 条例別表第1の1から4までの表及び条例別表第2の1の表に規定する施設を貸切使用するとき（第1号に掲げるときを除く。） 使用開始期日前3箇月から8日まで

(4) リンクを個人使用するとき 使用当日

第5条 前条の規定にかかわらず、リンク内に売店を設置しようとする者は、売店設置許可申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業種目、販売品目、価格及び営業時間その他営業に関する計画を記載した書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(使用許可書等の交付等)

第6条 市長は、前2条の申請を受けた場合において、リンクの使用を許可したときは、第4条第1項本文の申請者には別記第3号様式による使用許可書（以下「使用許可書」という。）を、同項た

だし書の申請者には別記第4号様式による個人使用券、別記第5号様式による回数券又は別記第6号様式による定期券（以下これらを「使用券等」という。）を、前条の規定による売店の設置の申請者には売店設置許可書（別記第7号様式）を交付する。

2 前項の規定によりリンクの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、リンクの使用の際同項の規定により交付を受けた使用許可書、使用券等又は売店設置許可書（以下これらを「使用許可書等」という。）を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用許可書等の再交付）

第7条 使用許可書等は、再交付しない。ただし、定期券に限り、券面の記載事項が不鮮明となったとき、又は災害その他の事故により滅失し、その旨を証する官公署の証明書が提出されたときは、再交付することができる。

（使用の変更）

第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、別記第8号様式による使用変更承認申請書に使用許可書等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、個人使用にあつては、使用券等を提示して口頭により申請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、サテライト施設又は厨房施設の使用許可を受けた者は、自己の都合により、許可を受けた使用期間を短縮しようとするときは、短縮後の使用期間の末日前3箇月までに前項の申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項本文及び前項の申請書を受理した場合において、使用の変更を承認したときは、別記第9号様式による使用変更承認書（以下「変更承認書」という。）を当該申請者に交付する。

（使用の中止）

第9条 使用者は、リンクの使用を中止しようとするときは、別記第10号様式による使用中止届に使用許可書等（変更承認書を含む。第12条第2項及び第17条第2項において同じ。）を添えて市長に届け出なければならない。ただし、個人使用にあつては、使用券等を提示して口頭により届け出ることができる。

（設備、器具等の使用料）

第10条 条例別表第1の1から4までの表の規定により市長が定める設備、器具等の使用料は、別表第2のとおりとする。

（使用料の納付）

第11条 屋内スケート場の使用料（以下「使用料」という。）は、第6条第1項の規定により使用許可書等の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、サテライト施設又は厨房施設を使用する場合の使用料については毎月末日までに前月分を、設備、器具等の使用料については当該使用終了のときまでに納付することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、当該使用終了後市長の定める期限までに使用料を納付することができるものとする。

（1） 国又は地方公共団体が使用する場合

（2） その他市長がやむを得ない理由があると認める場合

（使用料の還付）

第12条 条例第10条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次のとおりとする。

（1） 定期券に係る使用料

災害その他不可抗力により1箇月以上使用できなくなったとき 日割計算により算出した使用できない期間に係る使用料に相当する額

（2） 貸切使用に係る使用料

ア 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額

イ 条例第8条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額

ウ 使用開始期日前7日までに使用中止の届出があつたとき 既納の使用料の5割に相当する額

（3） その他の使用料

災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 当該使用に係る使用料に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、別記第11号様式による還付申請書に使用許可書等及び使用料領収書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合において、使用料の還付を決定したときは、別記第12号様

式による還付決定書により当該申請者に通知する。

(使用料の減免)

第13条 条例第11条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 当市が主催する行事に使用するとき 使用料の全額
 - (2) 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者(当該交付を受けている者に介護人がある場合にあっては、介護人1人を含む。)が個人で使用するとき 使用料の全額
 - (3) 個人使用の場合のスケートリンク使用料(滑走料に限る。)について、当市が発行する八戸ウェルカムチケットの提出を受けたとき 使用料の全額
 - (4) その他市長が特に必要があると認めるとき 市長が定める額
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別記第13号様式による減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号又は第3号の規定により使用料の免除を受けようとする場合は、当該手帳を提示し、又は当該チケットを提出して口頭により申請することができる。
- 3 市長は、前項本文の申請書を受理した場合において、使用料の減額又は免除を決定したときは、別記第14号様式による減免決定書により当該申請者に通知する。

(設備、器具等の利用料金)

第14条 条例別表第2の1の表の規定により市長が定める設備、器具等の利用料金は、別表第3のとおりとする。

(暖房料)

第15条 条例別表第2の1の表備考第4号の規定により市長が定める暖房料は、別表第4のとおりとする。

(利用料金の納付)

第16条 インドアリンクの利用料金(以下「利用料金」という。)は、第6条第1項の規定により使用許可書等の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、設備、器具等の利用料金及び暖房料については、当該使用終了のときまでに納付することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当該使用終了後指定管理者の定める期限までに利用料金を納付することができるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合

(利用料金の還付)

第17条 条例第13条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 定期券に係る利用料金
災害その他不可抗力により1箇月以上使用できなくなったとき 日割計算により算出した使用できない期間に係る利用料金に相当する額
- (2) 貸切使用に係る利用料金
ア 災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 既納の利用料金の全額
イ 条例第8条第1項第4号の規定により使用できなくなったとき 既納の利用料金の全額
ウ 使用開始期日前7日までに使用中の届出があったとき 既納の利用料金の5割に相当する額

(3) その他の利用料金

災害その他不可抗力により使用できなくなったとき 当該使用に係る利用料金に相当する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、別記第11号様式による還付申請書に使用許可書等及び利用料金領収書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、利用料金の還付を決定したときは、別記第12号様式による還付決定書により当該申請者に通知する。

(利用料金の減免)

第18条 条例第14条の規定により減額し、又は免除する利用料金の額は、次のとおりとする。

- (1) 当市が主催する行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 身体障害者手帳、愛護手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者(当該交付を受けている者に介護人がある場合にあっては、介護人1人を含む)

む。)が個人で使用するとき 利用料金の全額

(3) 個人使用の場合のスケートリンク利用料金(滑走料に限る。)について、本市が発行する八戸ウェルカムチケットの提出を受けたとき 利用料金の全額

(4) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が定める額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、別記第13号様式による減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第2号又は第3号の規定により利用料金の免除を受けようとする場合は、当該手帳を提示し、又は当該チケットを提出して口頭により申請することができる。

3 指定管理者は、前項本文の申請書を受理した場合において、利用料金の減額又は免除を決定したときは、別記第14号様式による減免決定書により当該申請者に通知する。

(特別設備の設置等の許可)

第19条 条例第16条の規定により特別設備の設置又は特殊物品の搬入の許可を受けようとする者は、別記第15号様式による特別設備設置等許可申請書に設備図面その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、特別設備の設置又は特殊物品の搬入を許可したときは、別記第16号様式による特別設備設置等許可書を当該申請者に交付する。

(行為の禁止)

第20条 リンクにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) リンクの設備等を損傷し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) リンクの施設及び敷地内において喫煙すること。

(6) 所定の場所以外において火気を使用すること。

(7) その他リンクの管理に支障がある行為

(立入り)

第21条 リンクを使用する者は、係員がリンクの管理のためその使用に係る施設に立ち入る場合には、これを拒むことができない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日規則第89号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第22号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月30日規則第21号)

1 この規則は、令和元年9月29日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和元年9月30日規則第46号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第68号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月28日規則第64号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

開場の期間及び時間並びに休場日

区分	開場期間	開場時間	休場日	
屋内スケート場	スケートリンク	7月下旬から	午前9時から	月曜日、12月31日及び1月

		3月中旬まで	午後9時まで	1日
	中地	通年	午前9時から 午後9時まで	月曜日、12月31日及び1月 1日
	アリーナ	4月上旬から 6月下旬まで	午前9時から 午後9時まで	月曜日
	トレーニング室（ラ ンニング走路を含 む。）、会議室、ホ ワイエ（交流サロ ンを含む。）、サテ ライト施設及び厨房施 設	通年	午前9時から 午後9時まで	月曜日、12月31日及び1月 1日
インドアリンク		9月の第1土曜 日の翌日から4 月30日まで	午前9時から 午後9時まで	木曜日、12月30日から翌年 1月1日まで

備考 休場日（1月1日を除く。）が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する
休日に当たるときは、その翌日を休場日とする。

別表第2（第10条関係）

設備、器具等使用料

1 スポーツ用具

区分		単位	金額
			円
バスケット台		1対1時間当たり	160
バレーボール支柱（ネット共）		1組1時間当たり	120
フットサルゴール（ネット共）		1対1時間当たり	120
ソフトテニス支柱（ネット共）		1組1時間当たり	60
卓球台（支柱、ネット共）		1台1時間当たり	60
ラケット類		1本1時間当たり	20
ボール類		1個1時間当たり	20
貸スケート	教育活動を目的として使用 する場合	1足	150
	その他の場合	1足	300

備考

(1) 高校生以下の者が貸切使用する場合の使用料（貸スケートの使用料を除く。）は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(2) 入場料を徴収する場合の使用料（貸スケートの使用料を除く。）は、当該使用料の3倍に相当する額とする。

2 附帯設備等

区分	単位	金額
放送機器	1式1日	1,500円
電源使用	1キロワットアワー当たり	20円
シャワー	1人1回	60円

備考 入場料を徴収する場合の使用料は、当該使用料の3倍に相当する額とする。

別表第3（第14条関係）

設備、器具等利用料金

区分	単位	金額
		円

会議室	1時間当たり	220	
控室	1時間当たり	110	
審判員室	1時間当たり	110	
いす	1脚1日	10	
机	1台1日	20	
電気ストーブ	1台1時間当たり	120	
石油ストーブ	1台1時間当たり	120	
得点表示装置	1台1時間当たり	100	
放送機器	1式1日	1,270	
電源使用	1キロワットアワー当たり	20	
シャワー	1人1回	60	
貸スケート	教育活動を目的として使用する 場合	1足	150
	その他の場合	1足	300

備考 入場料を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍に相当する額とする。
別表第4（第15条関係）

暖房料

区分		金額（1時間当たり）
全館暖房	アマチュアスポーツに使用する 場合で入場料を徴収しない場合	1,030円
	その他に使用する 場合	2,080円

備考 暖房料は、貸切使用の場合に限り徴収する。

別記

第1号様式（第4条関係）
（その1）

長根屋内スケート場使用許可申請書

申 請 年 月 日			
(あて先) 八戸市長			
申請者 住 所 団体名 氏 名 T E L			
使用区分			
使用日時		年 月 日 () 時 分から	
		年 月 日 () 時 分まで	
使用目的及び内容 (大会名等)			
入場料	有 ・ 無	競技関係予定者	人
使用料	前 納 ・ 後 納	観覧予定者	人
後納理由		備考 (特別設備の有無、その他)	
使用施設名	使用料 (円)	使用設備、器具等	使用料 (円)
注意事項 施設の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付してください。ただし、設備、器具等の使用料及び冷暖房料については、使用当日に納付してください。		使用料合計 円	
		領 収 No. 号	
		領 収 年 月 日	
		領収者印	
受 付 年 月 日	許 可 年 月 日		

(その2)

長根屋内スケート場使用許可申請書

(あて先) 八戸市長		申 請 年 月 日		
		申請者	住 所	
			団体名	
			氏 名	
			T E L	
使用施設区分	<input type="checkbox"/> サテライト施設	<input type="checkbox"/> 厨房施設		
使用期間				
	年	月	日	から
	年	月	日	まで
添付書類				
1				
2				
3				
受 付	年	月	日	許 可
				年 月 日

(その3)

新井田インドアリンク 使用許可申請書

申 請 年 月 日			
(あて先) (指定管理者代表者)		申請者 住 所 団体名 氏 名 T E L	
使用区分			
使用日時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使用目的及び内容 (大会名等)			
入場料 有 ・ 無		競技関係予定者 人	
利用料金 前 納 ・ 後 納		観覧予定者 人	
後納理由		備考 (特別設備の有無、その他)	
使用施設名	利用料金 (円)	使用設備、器具等	利用料金 (円)
注意事項 施設の利用料金は、使用許可書の交付を受ける際に納付してください。ただし、設備、器具等の利用料金及び暖房料については、使用当日に納付してください。		利用料金合計 円	
		領 収 No. 号	
		領 収 年 月 日	
		領収者印	
受 付 年 月 日		許 可 年 月 日	

売店設置許可申請書

(あて先) 八戸市長	申請 年 月 日	
申請者	住所 団体名 氏名 TEL ()	
使用区分 <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外		
売店設置（面積等） 箇所 m ²		
設置施設及び場所		
設置期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間		
添付書類（販売品内容等）		
使用料 円		
注意事項 使用料は、設置許可書の交付を受ける際に納付してください。		
領収 No. 号	領収 年 月 日	領収者印
受付 年 月 日	許可 年 月 日	

(その2)

売店設置許可申請書

(あて先) (指定管理者代表者)		申請		年	月	日	
		申請者	住所				
		団体名	氏名				
		TEL	()				
使用区分							
<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外							
売店設置 (面積等)							
			箇所	㎡			
設置施設及び場所							
設置期間							
年		月	日から	年	月	日まで 日間	
添付書類 (販売品内容等)							
利用料金							
円							
注意事項							
利用料金は、設置許可書の交付を受ける際に納付してください。							
領収 No.	号	領収	年	月	日	領収者印	
受付	年	月	日	許可	年	月	日

長根屋内スケート場使用許可申請書

申 請 年 月 日			
（あて先）八戸市長			
申請者 住 所 団 体 名 氏 名 T E L			
使用区分			
使用日時 年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで			
使用目的及び内容（大会名等）			
入場料 有 ・ 無		競技関係予定者 人	
使用料 前 納 ・ 後 納		観覧予定者 人	
後納理由		備考（特別設備の有無、その他）	
使用施設名	使用料（円）	使用設備、器具等	使用料（円）
注意事項 施設の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付してください。ただし、設備、器具等の使用料及び冷暖房料については、使用当日に納付してください。	使用料合計 円		
	領 収 No. 号		
	領 収 年 月 日		
	領収者印		
受 付 年 月 日		許 可 年 月 日	

(その2)

長根屋内スケート場使用許可申請書

(あて先) 八戸市長		申 請 年 月 日		
		申請者	住 所	
			団体名	
			氏 名	
			T E L	
使用施設区分	<input type="checkbox"/> サテライト施設	<input type="checkbox"/> 厨房施設		
使用期間				
	年	月	日	から
	年	月	日	まで
添付書類				
1				
2				
3				
受 付	年	月	日	許 可
				年 月 日

(その3)

新井田インドアリンク 使用許可申請書

申 請 年 月 日			
(あて先) (指定管理者代表者)		申請者 住 所 団体名 氏 名 T E L	
使用区分			
使用日時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使用目的及び内容 (大会名等)			
入場料 有 ・ 無		競技関係予定者 人	
利用料金 前 納 ・ 後 納		観覧予定者 人	
後納理由		備考 (特別設備の有無、その他)	
使用施設名	利用料金 (円)	使用設備、器具等	利用料金 (円)
注意事項 施設の利用料金は、使用許可書の交付を受ける際に納付してください。ただし、設備、器具等の利用料金及び暖房料については、使用当日に納付してください。		利用料金合計 円	
		領 収 No. 号	
		領 収 年 月 日	
		領収者印	
受 付 年 月 日		許 可 年 月 日	

第4号様式（第6条関係）
（その1）長根屋内スケート場スケートリンク

年 月 日
長根屋内スケート場スケートリンク
滑走券
小学生以下・中学生・高校生・一般
1人1回当日限り有効
：
使用料 円
No.

（その2）長根屋内スケート場貸スケート

年 月 日
長根屋内スケート場
貸スケート券教育活動・その他
1人1回当日限り有効
：
使用料 円
No.

（その3）新井田インドアリンク

年 月 日
新井田インドアリンク
滑走券
小学生以下・中学生・高校生・一般
1人1回当日限り有効
：
利用料金 円
No.

(その4) 新井田インドアリンク貸スケート

年 月 日

新井田インドアリンク
貸スケート券教育活動・その他

1人1回当日限り有効

:

利用料金 円

No.

第5号様式（第6条関係）
 (その1) 長根屋内スケート場スケートリンク

(表面)

No.	長根屋内スケート場 スケートリンク
	滑走回数券
	小学生以下・中学生・高校生・一般
	円券 6回券
	(八戸市長)

長根屋内スケート場		円	◎滑走回数券

長根屋内スケート場		円	◎滑走回数券

長根屋内スケート場		円	◎滑走回数券

長根屋内スケート場		円	◎滑走回数券

長根屋内スケート場		円	◎滑走回数券

長根屋内スケート場		円	◎滑走回数券

(裏面)

お願い
1 本券は1回限り有効です。 2 本券は入場の際に受付に提示 してください。 3 料金の私戻しはいたしません。 4 場内では係員の指示に従って ください。 5 使用された回数券は退場時に 返していただきます。

(その2) 新井田インドアリンク

(表面)

No.
新井田インドアリンク
滑走回数券
小学生以下・中学生・高校生・一般
円券 6回券
(指定管理者代表者)

新井田インドアリンク	円	滑走回数券
新井田インドアリンク	円	滑走回数券
新井田インドアリンク	円	滑走回数券
新井田インドアリンク	円	滑走回数券
新井田インドアリンク	円	滑走回数券
新井田インドアリンク	円	滑走回数券

(裏面)

お願い
1 本券は1回限り有効です。
2 本券は入場の際に受付に提示してください。
3 料金の払戻しはいたしません。
4 場内では係員の指示に従ってください。
5 使用された回数券は退場時に返していただきます。

第6号様式（第6条関係）

（その1）長根屋内スケート場スケートリンク1箇月券

（表面）

No.
長根屋内スケート場スケートリンク 滑走定期券
小学生以下・中学生・高校生・一般1箇月券
氏名 _____

定期券金額 円
八戸市長 印

（裏面）

ご 注 意
1 入場・退場の際は、必ず券面に提示してください。
2 記名人以外での使用はできません。
3 有効期間を超過し、又は不用になったときは、必ず事務所にお返しください。
4 紛失した場合は再発行いたしません。
5 次のような場合は定期券を無効とします。
(1) 定期券の記載事項を塗り直し、又は改変して使用したとき。
(2) 記名人以外又は有効期間以外に使用したとき。
発行 年 月 日

（その2）長根屋内スケート場スケートリンク通年券

（表面）

No.
長根屋内スケート場スケートリンク 滑走定期券
小学生以下・中学生・高校生・一般通年券
氏名 _____

定期券金額 円
八戸市長 印

（裏面）

ご 注 意
1 入場・退場の際は、必ず券面に提示してください。
2 記名人以外での使用はできません。
3 有効期間を超過し、又は不用になったときは、必ず事務所にお返しください。
4 紛失した場合は再発行いたしません。
5 次のような場合は定期券を無効とします。
(1) 定期券の記載事項を塗り直し、又は改変して使用したとき。
(2) 記名人以外又は有効期間以外に使用したとき。
発行 年 月 日

（その3）新井田インドアリンク1箇月券

（表面）

No.
新井田インドアリンク滑走定期券
小学生以下・中学生・高校生・一般1箇月券
氏名 _____

定期券金額 円
(指定管理者代表者) 印

（裏面）

ご 注 意
1 入場・退場の際は、必ず券面に提示してください。
2 記名人以外での使用はできません。
3 有効期間を超過し、又は不用になったときは、必ず事務所にお返しください。
4 紛失した場合は再発行いたしません。
5 次のような場合は定期券を無効とします。
(1) 定期券の記載事項を塗り直し、又は改変して使用したとき。
(2) 記名人以外又は有効期間以外に使用したとき。
発行 年 月 日

売 店 設 置 許 可 書

住 所 回 体 所 氏 名 名 T E L () 様
使用区分 <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外 </p>
売店設置（面積等） <p style="text-align: center;"> 箇所 m² </p>
設置施設及び場所
設置期間 <p style="text-align: center;"> 年 月 日から 年 月 日まで 日間 </p>
添付書類（販売品内容等）
使用料 <p style="text-align: right;">円</p>
許可条件
<p style="text-align: right;">第 号</p> 上のおり許可します。 <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">八戸市長 印</p>

(その2)

売 店 設 置 許 可 書

				住 回 氏 T	体 E	所 名 名 L	()	様
使用区分								
<input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ <input type="checkbox"/> アマチュアスポーツ以外								
売店設置（面積等）								
				箇所	㎡			
設置施設及び場所								
設置期間								
年 月 日から			年 月 日まで			日間		
添付書類（販売品内容等）								
利用料金								
円								
許可条件								
上のおり許可します。							第	号
年 月 日								
(指定管理者代表者)								印

長根屋内スケート場使用変更承認申請書

申請 年 月 日	
（あて先）八戸市長	
申請者 住 所	
団体名	
氏 名	
TEL ()	
既に受けている使用許可	
施設名	
年 月 日 第 号	
理由	
内 容	変更前
容	変更後
添付書類	
使用許可書等	
備考	

(その2)

新井田インドアリンク 使用変更承認申請書

(あて先) (指定管理者代表者)		申請	年	月	日
		申請者	住 所		
			団体名		
			氏 名		
			TEL	()	
既に受けている使用許可					
施設名					
年 月 日 第 号					
理由					
内 容	変更前				
	変更後				
添付書類					
使用許可書等					
備考					

第9号様式（第8条関係）
 (その1)

長根屋内スケート場使用変更承認書

住 所 団体名 氏 名 TEL ()		様
既に受けている使用許可		
施設名 年 月 日 第 号		
理由		
内 容	変更前	
	変更後	
添付書類 使用許可書等		
備考		
上のおり承認します。 年 月 日		第 号
		八戸市長 印

(その2)

新井田インドアリンク 使用変更承認書

		住 所	
		団体名	
		氏 名	様
		TEL ()	
既に受けている使用許可			
施設名			
年 月 日 第 号			
理由			
内 容	変更前		
	変更後		
添付書類			
使用許可書等			
備考			
上のおり承認します。			第 号
年 月 日			
(指定管理者代表者)			印

長根屋内スケート場使用中止届

(あて先) 八戸市長	届出 年 月 日
届出者 住 所 団体名 氏 名 TEL ()	
既に受けている使用許可 施設名 年 月 日 第 号	
使用予定日 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
理由	
添付書類 使用許可書等	
受付 年 月 日	使用料 <input type="checkbox"/> 還 付 <input type="checkbox"/> 不 還 付

(その2)

新井田インドアリンク使用中止届

届出 年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
届出者 住 所 団体名 氏 名 T E L ()	
既に受けている使用許可	
施設名	
年 月 日 第 号	
使用予定日	
年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
理由	
添付書類 使用許可書等	
受付	利用料金
年 月 日	<input type="checkbox"/> 還 付 <input type="checkbox"/> 不 還 付

長根屋内スケート場使用料還付申請書

（あて先）八戸市長	申請 年 月 日
	申請者 住 所 団体名 氏 名 TEL ()
既に受けている使用許可 施設名 年 月 日 第 号	
理由	
既に納付した使用料 円	還付申請額 円
添付書類 使用許可書等、使用料領収書	
根拠条文 八戸市屋内スケートリンク条例施行規則第 12 条第 1 項第 号該当	
還付決定額 円	
受付 年 月 日	決定 年 月 日

(その2)

新井田インドアリンク利用料金還付申請書

申請 年 月 日	
(あて先) (指定管理者代表者)	
申請者	住 所 団体名 氏 名 TEL ()
既に受けている使用許可	
施設名	
年 月 日 第 号	
理由	
既に納付した利用料金 円	還付申請額 円
添付書類 使用許可書等、利用料金領収書	
根拠条文 八戸市屋内スケートリンク条例施行規則第 17 条第 1 項第 号該当	
還付決定額 円	
受付 年 月 日	決定 年 月 日

第12号様式（第12条、第17条関係）
（その1）

長根屋内スケート場使用料還付決定書

	住 所	
	団体名	
	氏 名	様
	TEL ()	
既に受けている使用許可		
施設名		
	年 月 日	第 号
理由		
還付決定額		
	円	
上のおり決定します。		第 号
	年 月 日	
	八戸市長	印

(その2)

新井田インドアリンク利用料金還付決定書

	住 所 団体名 氏 名 T E L ()	様
既に受けている使用許可	施設名 年 月 日	第 号
理由		
還付決定額	円	
上のおり決定します。	年 月 日	第 号
	(指定管理者代表者)	印

長根屋内スケート場使用料減免申請書

(あて先) 八戸市長		申請 年 月 日	
		申請者	住 所 団体名 氏 名 T E L ()
使用施設名			
使用目的及び内容 (大会名等)			
使用日時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで			
入場料 有 ・ 無	競技関係予定者 人 観覧予定者 人		
理由			
使用料 円	減免申請額 円		
添付書類			
根拠条文 八戸市屋内スケートリンク条例施行規則第13条第1項第 号該当			
減免決定額 円			
受付 年 月 日	決定 年 月 日		

(その2)

新井田インドアリンク利用料金減免申請書

(あて先) (指定管理者代表者)		申請			年	月	日
		申請者	住 所				
			団体名				
			氏 名				
			TEL	()			
使用施設名							
使用目的及び内容 (大会名等)							
使用日時							
	年	月	日 ()	時	分	から	
	年	月	日 ()	時	分	まで	
入場料	有	・	無	競技関係予定者			人
				観覧予定者			人
理由							
利用料金				減免申請額			
			円				円
添付書類							
根拠条文							
八戸市屋内スケートリンク条例施行規則第 18 条第 1 項第 号該当							
減免決定額							
円							
受付	年	月	日	決定	年	月	日

長根屋内スケート場使用料減免決定書

		住 所	
		団体名	
		氏 名	様
		TEL	()
使用施設名			
使用目的及び内容（大会名等）			
使用日時			
	年	月	日（ ）
	時	分	から
	年	月	日（ ）
	時	分	まで
入場料	有 ・ 無	競技関係予定者	人
		観覧予定者	人
理由			
減免決定額			
円			
第 号			
上のおり決定します。			
年 月 日			
八戸市長 印			

(その2)

新井田インドアリンク利用料金減免決定書

		住 所	
		団体名	
		氏 名	様
		TEL ()	
使用施設名			
使用目的及び内容 (大会名等)			
使用日時			
	年	月	日 ()
	時		分から
	年	月	日 ()
	時		分まで
入場料	有 ・ 無	競技関係予定者	人
		観覧予定者	人
理由			
減免決定額			
円			
上のおり決定します。			第 号
年 月 日			
(指定管理者代表者)			印

長根屋内スケート場特別設備設置等許可申請書

	申請 年 月 日												
（あて先）八戸市長													
申請者	住 所 団 体 名 氏 名 T E L () 会場責任者氏名 T E L ()												
使用施設名（設置場所）													
設置理由（目的）													
準備期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>		年	月	日	時	分から		年	月	日	時	分まで
	年	月	日	時	分から								
	年	月	日	時	分まで								
設置（実施）期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>		年	月	日	時	分から		年	月	日	時	分まで
	年	月	日	時	分から								
	年	月	日	時	分まで								
撤去期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> <td style="width: 15%;">時</td> <td style="width: 15%;">分から</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分まで</td> </tr> </table>		年	月	日	時	分から		年	月	日	時	分まで
	年	月	日	時	分から								
	年	月	日	時	分まで								
特別設備の概要（名称、規模、数量等）													
添付書類													
1 設備図面 2													

(その2)

新井田インドアリンク 特別設備設置等許可申請書

申請 年 月 日					
(あて先) (指定管理者代表者)					
申請者 住 所					
団 体 名					
氏 名					
TEL ()					
会場責任者氏名					
TEL ()					
使用施設名 (設置場所)					
設置理由 (目的)					
準備期間					
年		月	日	時	分から
年		月	日	時	分まで
設置 (実施) 期間					
年		月	日	時	分から
年		月	日	時	分まで
撤去期間					
年		月	日	時	分から
年		月	日	時	分まで
特別設備の概要 (名称、規模、数量等)					
添付書類					
1 設備図面					
2					

長根屋内スケート場特別設備設置等許可書

	住 所 団体名 氏 名 TEL ()	様
使用施設名（設置場所）		
設置理由（目的）		
準備期間		
年	月	日
年	月	日
時	分	から
時	分	まで
設置（実施）期間		
年	月	日
年	月	日
時	分	から
時	分	まで
撤去期間		
年	月	日
年	月	日
時	分	から
時	分	まで
特別設備の概要（名称、規模、数量等）		
添付書類		
1 設備図面		
2		
上のおり許可します。 年 月 日		第 号 八戸市長 印

(その2)

新井田インドアリンク 特別設備設置等許可書

住所 団体名 氏名 TEL ()						様
使用施設名 (設置場所)						
設置理由 (目的)						
準備期間						
	年	月	日	時	分から	
	年	月	日	時	分まで	
設置 (実施) 期間						
	年	月	日	時	分から	
	年	月	日	時	分まで	
撤去期間						
	年	月	日	時	分から	
	年	月	日	時	分まで	
特別設備の概要 (名称、規模、数量等)						
添付書類						
	1	設備図面				
	2					
上のおり許可します。						第 号
	年	月	日	(指定管理者代表者)		印